



熊本県公報

第 1 2 6 1 0 号

平成 29 年 4 月 7 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

| | | |
|--|-------------|----|
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (高年齢者支援課) | 2 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | (〃) | 2 |
| ○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録 | (〃) | 2 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (高年齢者支援課) | 2 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | (〃) | 2 |
| ○予算の専決処分 | (財政課) | 3 |
| ○保安林の指定 | (森林保全課) | 6 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (〃) | 6 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (〃) | 6 |
| ○保安林の指定に関する予定 | (〃) | 6 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定 | (障がい者支援課) | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定 | (〃) | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の廃止 | (〃) | 7 |
| ○県税のクレジットカード納付に関する指定代理納付者の指定 | (〃) (税務課) | 8 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (障がい者支援課) | 8 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (〃) | 8 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (〃) | 8 |
| ○個人県民税の控除対象寄附金募集者の変更 | (〃) (税務課) | 9 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (障がい者支援課) | 9 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (高年齢者支援課) | 9 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (障がい者支援課) | 9 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (〃) | 10 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (〃) | 10 |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定 | (〃) | 10 |
| ○鳥獣捕獲等事業の変更の認定 | (自然保護課) | 11 |
| ○道路の区域変更 | (道路保全課) | 11 |
| ○道路の区域変更 | (〃) | 11 |
| ○道路の供用開始 | (〃) | 11 |
| ○指定代理納付者の指定 | (〃) (税務課) | 12 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (高年齢者支援課) | 12 |
| ○道路の供用開始 | (道路保全課) | 12 |
| ○道路の供用開始 | (〃) | 13 |
| ○特定計量器検査規則第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査 | (産業支援課) | 13 |
| 公 告 | | |
| ○熊本県農業振興地域整備基本方針の変更 | (農地・担い手支援課) | 14 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 | (建築課) | 15 |
| ○「熊本県庁で使用する電気」の調達に係る落札者の決定 | (財産経営課) | 15 |
| ○「熊本県が所定する施設で使用する電気その 1」の調達に係る落札者の決定 | (〃) | 16 |
| ○「熊本県が所定する施設で使用する電気その 2」の調達に係る落札者の決定 | (〃) | 16 |
| ○土地改良区役員の退任及び就任 | (農村計画課) | 16 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 | (建築課) | 17 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 | (〃) | 17 |
| ○公共測量の終了 | (監理課) | 18 |
| ○公共測量の終了 | (〃) | 18 |
| ○農用地利用配分計画の認可申請 | (農地・担い手支援課) | 18 |
| 登 載 依 頼 | | |
| ○定時登録における直接請求の連署基準数 | (選挙管理委員会) | 18 |
| ○定時登録における直接請求の連署基準数 | (〃) | 19 |
| ○政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関 | | |

する条例施行規程の一部を改正する規程……………（議会事務局） 19

告 示

熊本県告示第 4 3 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| ブロッサムやつしろⅢ 八代市郡築三番町 8 1 番 2 | 株式会社ヒューマン ケアブロッサムズ | 平成 2 9 年 3 月 2 7 日 |

熊本県告示第 4 3 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 指定年月日 |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| ブロッサムやつしろⅢ 八代市郡築三番町 8 1 番 2 | 株式会社ヒューマン ケアブロッサムズ | 平成 2 9 年 3 月 2 7 日 |

熊本県告示第 4 3 6 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称及び住所 | 事業所の名称及び所在地 | 登録番号 | 登録年月日 | サービスの種類 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------|
| セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号 | セントケア八代 八代郡氷川町宮原 字下宮後 4 7 9 番 | 4 3 1 1 0 0 3 0 8 | 平成 2 9 年 3 月 2 8 日 | 訪問介護 |

熊本県告示第 4 3 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|--------------|
| 社会福祉法人啓世会 | ショートステイ 葉山苑 天領の 杜 | 天草市本町下河 内 2 2 3 4 番地 | 平成 2 9 年 4 月 1 日 | 短期入所生活 介護 |

熊本県告示第 4 3 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| | | | | |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------|
| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
| 社会福祉法人啓世会 | ショートステイ 葉山苑 天領の杜 | 天草市本町下河内 2 2 3 4 番地 | 平成 2 9 年 4 月 1 日 | 介護予防短期入所生活介護 |

熊本県告示第 4 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 9 年 3 月 2 9 日付けで専決した平成 2 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 1 6 号）の要領は、次のとおりである。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 8 年度熊本県一般会計補正予算（第 1 6 号）

平成 2 8 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 1 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,319,034,978 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

| 歳 入 | | | | |
|---------|---------|---------------|-----------|---------------|
| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 国庫支出金 | | 416,550,406 | △ 270,000 | 416,280,406 |
| | 1 国庫補助金 | 272,040,625 | △ 270,000 | 271,770,625 |
| 2 県 債 | | 217,266,912 | 270,000 | 217,536,912 |
| | 1 県 債 | 217,266,912 | 270,000 | 217,536,912 |
| 歳 入 合 計 | | 1,319,034,978 | | 1,319,034,978 |

| 歳 出 | | | | |
|-------------|--------------------|----------------------|-------|----------------------|
| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 民 生 費 | | 183,976,189 | | 183,976,189 |
| | 1 災 害 救 助 費 | 84,202,319 | | 84,202,319 |
| 2 災 害 復 旧 費 | | 280,754,307 | | 280,754,307 |
| | 1 警 察 災 害 復 旧 費 | 1,597,288 | | 1,597,288 |
| 歳 出 合 計 | | 1,319,034,978 | | 1,319,034,978 |

第 2 表 地方債補正
変 更

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|---------------------------|---------------|---|--|--|---------------|---------------|-----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 警察施設 現年発生国庫 補助事業費 | 千円 336,000 | (借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 | 年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率) | 据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。 | 千円 195,000 | (補 正 前 に 同 じ) | | |
| 警察施設 現年発生単県 災害復旧事業費 | 312,000 | (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。 | | | 723,000 | | | |
| 計 | 648,000 | | | | 918,000 | | | |

熊本県告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字向鶴2500番1、2500番4
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字白木字南迫1828番1、1830番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南迫1828番1・1830番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村乙字上小鶴1539番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上小鶴1539番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第443号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成 29 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市楠浦町字轟河内 5 9 8 3 番 5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字轟河内 5 9 8 3 番 5 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 4 4 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。
平成 29 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------------------|--|---------|-----------------|
| まつの木作業所 宇城市松橋町久具 2 4 4 0 | 社会福祉法人まつの木会 宇城市松橋町久具 2 4 4 0 松田 典三 | 生活介護 | 平成 29 年 4 月 1 日 |

熊本県告示第 4 4 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。
平成 29 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--|---|------------|------------------|
| A 型就労継続支援事業所 スカイ 宇城市松橋町松橋 5 7 7 番地 | 合同会社 スカイアクティブ 宇城市松橋町曲野 2 4 6 1 番地 2 浦中 英介 | 就労継続支援 A 型 | 平成 29 年 3 月 29 日 |

熊本県告示第 4 4 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 51 条の規定により公示する。
平成 29 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------------------------|----------------------------------|------------------------|------------------|
| 長洲町社会福祉協議会指定居宅介護事業所 熊本県玉名郡長洲町大字 | 社会福祉法人 長洲町社会福祉協議会 熊本県玉名郡長洲町大字 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 | 平成 29 年 3 月 31 日 |

| | | | |
|-------------|------------------------|--|--|
| 宮野 9 9 9 番地 | 長洲 2 7 7 1 会長 中逸 博光 | | |
|-------------|------------------------|--|--|

熊本県告示第 4 4 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 2 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容
熊本県税のうち個人事業税、不動産取得税及び自動車税
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで
- 4 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
(1) V I S A
(2) M a s t e r C a r d
(3) J C B
(4) A m e r i c a n E x p r e s s
(5) ダイナース

熊本県告示第 4 4 8 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|---------------------------------------|---|--------------------|------------|--------------|
| 放課後等デイサービス さくらサポート 玉名市繁根木 2 2 6 番地 | 社会福祉法人 博心会 玉名郡和水町下津原 3 9 5 1 番地 渡邊 悟朗 | 平成 2 9 年 3 月 2 9 日 | 4350400109 | 指定放課後等デイサービス |

熊本県告示第 4 4 9 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|---------------------------------------|--|--------------------|------------|--------------------------|
| 子ども支援室みらい 益城教室 上益城郡益城町大字古閑 7 番 4 号 | 株式会社 未来パーク 上益城郡嘉島町大字上六嘉 1 3 8 2 番地 2 藤田 良美 | 平成 2 9 年 3 月 3 0 日 | 4351400157 | 指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス |

熊本県告示第 4 5 0 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|---------------------------------------|--|------------------|------------|--------------|
| ぶーやん松橋 宇城市松橋町曲野 2 1 6 1 番地 1-106 号 | 株式会社ヒューマンネット 香川県高松市木太町 4 2 8 4 番地 8 鎌倉 美智代 | 平成 29 年 3 月 29 日 | 4352700118 | 指定放課後等デイサービス |

熊本県告示第 451 号

熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）第 19 条の 3 の 6 第 1 項第 1 号の規定により個人県民税寄附金税額控除対象寄附金に係る変更の届出があったので、同条第 2 項により告示する。

平成 29 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 変更年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- 2 寄附金募集者の名称及び住所
独立行政法人国立病院機構
東京都目黒区東が丘二丁目 5 番 2 1 号
- 3 寄附金募集者の変更内容
代表者の変更
- 4 新代表者の氏名 理事長 楠岡 英雄

熊本県告示第 452 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|--|---|-----------------|------------|--------------------------------------|
| 児童発達支援多機能型事業所 あそびいえーす 阿蘇市一の宮町 中通 2 1 7 7 番地 | 一般社団法人こどもサポートセンターあそら 阿蘇郡南阿蘇村河陰 5 2 6 5 番地 草尾 賢一 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 4352800041 | 指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問 |

熊本県告示第 453 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------|---------------------|-----------------|---------|
| 株式会社オーリーブ | ヴィスポ・オーリーブ | 八代市古閑中町 2 3 3 5 番 2 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 通所介護 |

熊本県告示第 454 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|-----------------------------|--|-----------|------------|--------------|
| ペルそーな 上益城郡山都町 城原170番地 | NPO法人上益城きぼうの家 上益城郡山都町下馬尾298番地4 緒方 省吾 | 平成29年4月1日 | 4351400165 | 指定放課後等デイサービス |

熊本県告示第455号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|----------------------------|---------------------------------------|-----------|------------|--------------|
| バナナランド鹿本 山鹿市鹿本町来民591番地1 | エムジ有限公司 熊本市北区植木町一木556番地24 後藤 政樹 | 平成29年4月1日 | 4350500148 | 指定放課後等デイサービス |

熊本県告示第456号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|--------------------------|--|-----------|------------|--------------------------|
| すくらむ 宇城市松橋町曲野3375番地39 | 一般社団法人てとて 宇城市松橋町曲野3375番地39 毛利 妙美 | 平成29年4月7日 | 4352700126 | 指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス |

熊本県告示第457号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 指定年月日 | 事業所番号 | 障害児通所支援の種類 |
|---------------------|---------------------------|-----------|------------|-------------------|
| こども発達支援センター どーなつあらお | 一般社団法人こども発達支援センターどーなつ | 平成29年4月1日 | 4350300077 | 指定児童発達支援 指定放課後 |

| | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|--|-------------|
| 荒尾市本井手1 558番地11 7メゾンド緑ヶ 丘2F | 玉名郡南関町大字関 町171番地3 森田 邦裕 | | 等デイサー ビス |
|--------------------------------------|-------------------------------|--|-------------|

熊本県告示第458号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イチノセ・ファーム株式会社
玉名市川部田447番地
一瀬 雄大

熊本県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|----|-------------------|--------------|-----|
| 一般県道 | 河陰阿蘇線 | 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字中野 4777番4地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字井手ノ上 5163番1地先まで | 前 | 5.6 ～ 23.1 | 117.6 | 単道改 |
| | | | 後 | 12.4 ～ 30.5 | | |

2 区域を変更する期日 平成29年4月7日

熊本県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|------------------|--------------|-------------------|
| 一般県道 | 水俣出水線 | 水俣市湯出字沖無田 1541番8地先から 同所 1544番6地先まで | 前 | 7.5 ～ 11.9 | 44.0 | 道路区 域から の除外 |
| | | | 後 | 7.7 ～ 11.8 | | |

2 区域を変更する期日 平成29年4月7日

熊本県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年4月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-------|------|--|--------------|-----|
| 一般県道 | 遠原渡線 | 球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字貫ノ本 1414番1地先から 同所 1411番1地先まで | 119.0 | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成29年4月7日

熊本県告示第462号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容
ふるさとくまもと応援寄附金
- 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
(1) V I S A
(2) M a s t e r C a r d
(3) J C B
(4) A m e r i c a n E x p r e s s
(5) ダイナース

熊本県告示第463号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---------------|----------------|--------------------------|---------------|---------|
| 有限会社ナツキ 総建 | デイサービス おおいけ | 合志市御代志字 前田853番地 68 | 平成29年 5月1日 | 通所介護 |

熊本県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年4月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------|---|--------------|-----|
| 一般県道 | 相良人吉線 | 球磨郡相良村大字四浦西字樋ノ下 1121番地先から 同所 1122番地先まで | 30.0 | 単道改 |

2 供用を開始する期日 平成29年4月14日

熊本県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年4月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-------|-------------|---|--------------|-------------|
| 一般県道 | 上漆田東 間下線 | 人吉市東漆田町字栗ノ丸 2443番1地先から 同所 2416番6地先まで | 65.0 | 防交安 (改築) |

2 供用を開始する期日 平成29年4月7日

熊本県告示第466号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
天草市、上天草市及び苓北町
- 3 検査日等

| 検査日 | 検査受付時間 | 検査場所 |
|------------|----------------------|------------------|
| 平成29年5月8日 | 午前10時30分から午前11時30分まで | 湯島出張所 |
| 平成29年5月8日 | 午後1時30分から午後3時まで | 大矢野庁舎 |
| 平成29年5月9日 | 午前10時から午後3時まで | 大矢野庁舎 |
| 平成29年5月10日 | 午前10時から午後4時まで | 龍ヶ岳地域振興センター |
| 平成29年5月11日 | 午前9時から午後4時まで | 姫戸地域振興センター |
| 平成29年5月12日 | 午前9時から午後3時まで | 松島庁舎 |
| 平成29年5月15日 | 午前10時30分から正午まで | 坂瀬川出張所 |
| 平成29年5月15日 | 午後1時30分から午後4時まで | 富岡出張所 |
| 平成29年5月16日 | 午前9時から午前11時まで | 都呂々出張所 |
| 平成29年5月16日 | 午後0時30分から午後4時まで | 苓北町保健センター |
| 平成29年5月17日 | 午前9時から午前11時30分まで | J A本渡五和 五和みかん集荷場 |
| 平成29年5月17日 | 午後1時から午後4時まで | 天草漁協 二江荷捌所 |
| 平成29年5月18日 | 午前9時から午後4時まで | 天草市五和支所 |
| 平成29年5月19日 | 午前9時から午前11時30分まで | 上津浦地区コミュニティセンター |
| 平成29年5月19日 | 午後1時から午後3時まで | 島子地区コミュニティセンター |
| 平成29年5月22日 | 午前10時30分から正午まで | 志柿地区コミュニティセンター |
| 平成29年5月22日 | 午後1時30分から午後4時まで | 下浦地区コミュニティセンター |
| 平成29年5月23日 | 午前9時から午後3時30分まで | 栖本支所 |

| | | |
|------------|---------------------|------------------|
| 平成29年5月24日 | 午前9時から午後3時30分まで | 倉岳支所 |
| 平成29年5月25日 | 午前10時から午後4時まで | 御所浦開発統合センター |
| 平成29年5月26日 | 午前9時から正午まで | 横浦島コミュニティセンター |
| 平成29年5月29日 | 午前10時30分から正午まで | J Aあまくさ統合みかん選果場 |
| 平成29年5月29日 | 午後1時30分から午後3時30分まで | 赤崎地区コミュニティセンター |
| 平成29年5月30日 | 午前9時30分から午後4時まで | 新和町民センター |
| 平成29年5月31日 | 午前9時から午後4時まで | 一町田地区コミュニティセンター |
| 平成29年6月1日 | 午前9時30分から午前11時30分まで | 宮野河内地区コミュニティセンター |
| 平成29年6月1日 | 午後1時30分から午後4時まで | 富津地区コミュニティセンター |
| 平成29年6月2日 | 午前9時から正午まで | 須口地区健康管理増進施設 |
| 平成29年6月2日 | 午後1時から午後2時まで | 魚貫出張所 |
| 平成29年6月5日 | 午前11時から正午まで | 二浦出張所 |
| 平成29年6月5日 | 午後1時30分から午後4時まで | ふかみふれあいセンター |
| 平成29年6月6日 | 午前9時から午後4時まで | 牛深総合体育館 |
| 平成29年6月7日 | 午前9時から午後4時まで | 牛深総合センター |
| 平成29年6月8日 | 午前9時から正午まで | 大江漁村環境改善総合センター |
| 平成29年6月8日 | 午後1時30分から午後4時まで | 天草勤労者体育館 |
| 平成29年6月9日 | 午前9時から午前11時まで | 下田出張所 |
| 平成29年6月9日 | 午後0時30分から午後2時まで | 福連木出張所 |
| 平成29年6月12日 | 午前10時30分から正午まで | 楠浦地区コミュニティセンター |
| 平成29年6月12日 | 午後1時30分から午後4時まで | 宮地岳地区コミュニティセンター |
| 平成29年6月13日 | 午前9時から午前11時まで | 本町地区コミュニティセンター |
| 平成29年6月13日 | 午後0時30分から午後4時まで | 亀場地区コミュニティセンター |
| 平成29年6月14日 | 午前9時から午後4時まで | 佐伊津地区コミュニティセンター |
| 平成29年6月15日 | 午前9時から午後4時まで | 天草市民センター |
| 平成29年6月16日 | 午前9時から午後3時まで | 天草市民センター |

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

公 告

熊本県公告第192号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定により熊本県農業振興地域整備基本方針を変更する。

なお、熊本県農業振興地域整備基本方針は、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課にて縦覧に供する。

おって、熊本県農業振興地域整備基本方針に定める事項は、次のとおりである。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農地に関する基本理念

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

- (2) 農業振興地域制度等の適切な運用
- (3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進
- 第2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地域別）
- 第3 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項
- 第1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- 第2 農業生産基盤の整備の方向
- 第3 農地種別の構想
- 第4 中山間地域の構想
- 第4 広域的農業生産基盤の整備の構想
- 第1 農用地等の保全に関する事項
- 第2 農用地等の保全の方向
- 第5 農用地等の保全のための活動
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
- 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向
- 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- 第1 主要作物別の構想
- 第2 広域的農業近代化施設の整備の構想
- 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- 第1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向
- 第2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
- 第3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動
- 第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
- 第1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
- 第2 農村地域における就業機会の確保のための構想
- 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
- 第1 生活環境施設の整備の必要性
- 第2 生活環境施設の整備の構想

熊本県公告第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保2000番2536
467.19平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区渡鹿五丁目13番10号ピュアファイブ308
木庭 祐司

熊本県公告第194号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
平成29年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
熊本県庁で使用する電気 10,041,145キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
138,287,374円（うち消費税及び地方消費税の額10,243,509円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成29年1月20日

熊本県公告第195号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
熊本県が所管する施設で使用する電気その1 3, 857, 938キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 5 落札金額
65, 150, 636円（うち消費税及び地方消費税の額4, 825, 973円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成29年1月20日

熊本県公告第196号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
熊本県が所管する施設で使用する電気その2 9, 156, 993キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課施設管理班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8番7号
- 5 落札金額
144, 382, 647円（うち消費税及び地方消費税の額10, 695, 010円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成29年1月20日

熊本県公告第197号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|-------|---------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 萩尾 秀志 | 山鹿市鹿本町高橋342番地 |
| 理事 | 芹川 格治 | 山鹿市鹿本町庄120番地2 |
| 理事 | 中川 一夫 | 山鹿市鹿本町小嶋310番地 |

| | | |
|----|-------|------------------|
| 理事 | 川俣 光博 | 山鹿市鹿本町御宇田2011番地 |
| 理事 | 富田 一稔 | 山鹿市鹿本町中川2866番地 |
| 理事 | 隈部 誠一 | 山鹿市鹿本町中川917番地 |
| 理事 | 富野 邦博 | 山鹿市鹿本町中分田424番地 |
| 理事 | 山田 義行 | 山鹿市鹿本町小柳1026番地 |
| 理事 | 小松 節生 | 山鹿市菊鹿町下永野1062番地 |
| 理事 | 萩尾 俊彦 | 山鹿市菊鹿町木野3104番地1 |
| 理事 | 小林 博臣 | 山鹿市菊鹿町上永野549番地4 |
| 理事 | 横田 憲一 | 山鹿市菊鹿町五郎丸183番地 |
| 理事 | 小松 等 | 山鹿市菊鹿町松尾585番地3 |
| 理事 | 金森 眞也 | 山鹿市菊鹿町木野3396番地 |
| 理事 | 丸山 一幸 | 山鹿市菊鹿町池永448番地 |
| 理事 | 古家 公晴 | 山鹿市菊鹿町上内田1681番地 |
| 理事 | 藤原 秀一 | 山鹿市菊鹿町上内田1356番地 |
| 理事 | 栗原 次博 | 山鹿市菊鹿町山内242番地3 |
| 監事 | 原山 光男 | 山鹿市鹿本町中富173番地 |
| 監事 | 青木 博明 | 山鹿市菊鹿町下内田439番地2 |
| 監事 | 東 寛孝 | 山鹿市菊鹿町上内田4668番地1 |
| 監事 | 田代 敬之 | 山鹿市菊鹿町下永野1113番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 萩尾 秀志 | 山鹿市鹿本町高橋342番地 |
| 理事 | 芹川 格治 | 山鹿市鹿本町庄120番地2 |
| 理事 | 中川 一夫 | 山鹿市鹿本町小嶋310番地 |
| 理事 | 川俣 光博 | 山鹿市鹿本町御宇田2011番地 |
| 理事 | 赤星 励 | 山鹿市鹿本町梶屋1387番地 |
| 理事 | 隈部 誠一 | 山鹿市鹿本町中川917番地 |
| 理事 | 石橋 輝義 | 山鹿市鹿本町分田73番地2 |
| 理事 | 山田 義行 | 山鹿市鹿本町小柳1026番地 |
| 理事 | 小林 博臣 | 山鹿市菊鹿町上永野549番地4 |
| 理事 | 萩尾 俊彦 | 山鹿市菊鹿町木野3104番地1 |
| 理事 | 富田 博義 | 山鹿市菊鹿町松尾674番地1 |
| 理事 | 栗原 次博 | 山鹿市菊鹿町山内242番地3 |
| 監事 | 前田 春男 | 山鹿市菊鹿町石渕1078番地 |
| 監事 | 青木 博明 | 山鹿市菊鹿町下内田439番地2 |

熊本県公告第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字出口1409番1
1,235.45平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺三丁目9番5号
株式会社ヤマックス

熊本県公告第199号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字宮ノ前1108番5及び同1109番2

- 1, 376.45平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市西区上熊本一丁目9番40号
株式会社泰和殖産

熊本県公告第200号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により荒尾市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|-------------|------------------------------|-------------|
| 公共測量（基準点測量） | 平成28年3月22日から 平成28年9月30日まで | 荒尾市荒尾及び増永地内 |

熊本県公告第201号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 作 業 種 類 | 作 業 期 間 | 作 業 地 域 |
|------------|--------------------------------|--|
| 公共測量（水準測量） | 平成28年11月 1日から 平成29年 3月17日まで | 八代市・球磨村・芦北町 球磨川20k000から52k400 まで |

熊本県公告第202号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成29年4月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成29年4月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|-----------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 小田 清 | 阿蘇郡小国町宮原 | 阿蘇郡小国町大字宮原字白髭3047番 1ほか2筆 |
| 株式会社温泉トマト | 阿蘇郡小国町満願寺 | 阿蘇郡小国町大字上田字水上5170番 1ほか2筆 |
| 和田 幸治 | 球磨郡錦町一武 | 球磨郡錦町大字一武字土木園982番ほ か3筆 |

- 2 申請年月日
平成29年3月23日

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、

次のとおりである。

平成29年4月7日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,869
 その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 286,676

熊本県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成29年4月7日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

| | |
|-------------|--------|
| 選挙区名 | |
| 熊本市第二選挙区 | 60,781 |
| 八代市・八代郡選挙区 | 39,640 |
| 人吉市選挙区 | 9,384 |
| 荒尾市選挙区 | 15,085 |
| 水俣市選挙区 | 7,259 |
| 玉名市選挙区 | 18,844 |
| 天草市・天草郡選挙区 | 26,106 |
| 山鹿市選挙区 | 15,181 |
| 菊池市選挙区 | 13,856 |
| 宇土市選挙区 | 10,369 |
| 上天草市選挙区 | 8,232 |
| 宇城市・下益城郡選挙区 | 19,966 |
| 阿蘇市選挙区 | 7,681 |
| 合志市選挙区 | 15,865 |
| 玉名郡選挙区 | 12,027 |
| 菊池郡選挙区 | 19,725 |
| 阿蘇郡選挙区 | 10,775 |
| 上益城郡選挙区 | 24,140 |
| 葦北郡選挙区 | 6,635 |
| 球磨郡選挙区 | 15,751 |

その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

| | |
|----------|---------|
| 選挙区名 | |
| 熊本市第一選挙区 | 136,920 |

熊本県議会告示第1号

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月7日

熊本県議会議長 岩 下 栄 一

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成7年熊本県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

| | | | |
|------|----------------|--|--|
| 分離課税 | 土地等の事業・雑所得 | | |
| | 短期譲渡所得 | | |
| | 長期譲渡所得 | | |
| | 株式等の事業・譲渡・雑所得 | | |
| | 上場株式等の配当所得 | | |
| | 先物取引の事業・譲渡・雑所得 | | |

を

| | | | | |
|------------------|-------------------------------|--|--|---|
| 分 離 課 税 | 土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得 | | | に |
| | 短 期 譲 渡 所 得 | | | |
| | 長 期 譲 渡 所 得 | | | |
| | 一 般 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得 | | | |
| | 上 場 株 式 等 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得 | | | |
| | 上 場 株 式 等 の 利 子 ・ 配 当 所 得 | | | |
| | 先 物 取 引 の 事 業 ・ 譲 渡 ・ 雑 所 得 | | | |

改める。
附 則
この規程は、告示の日から施行する。